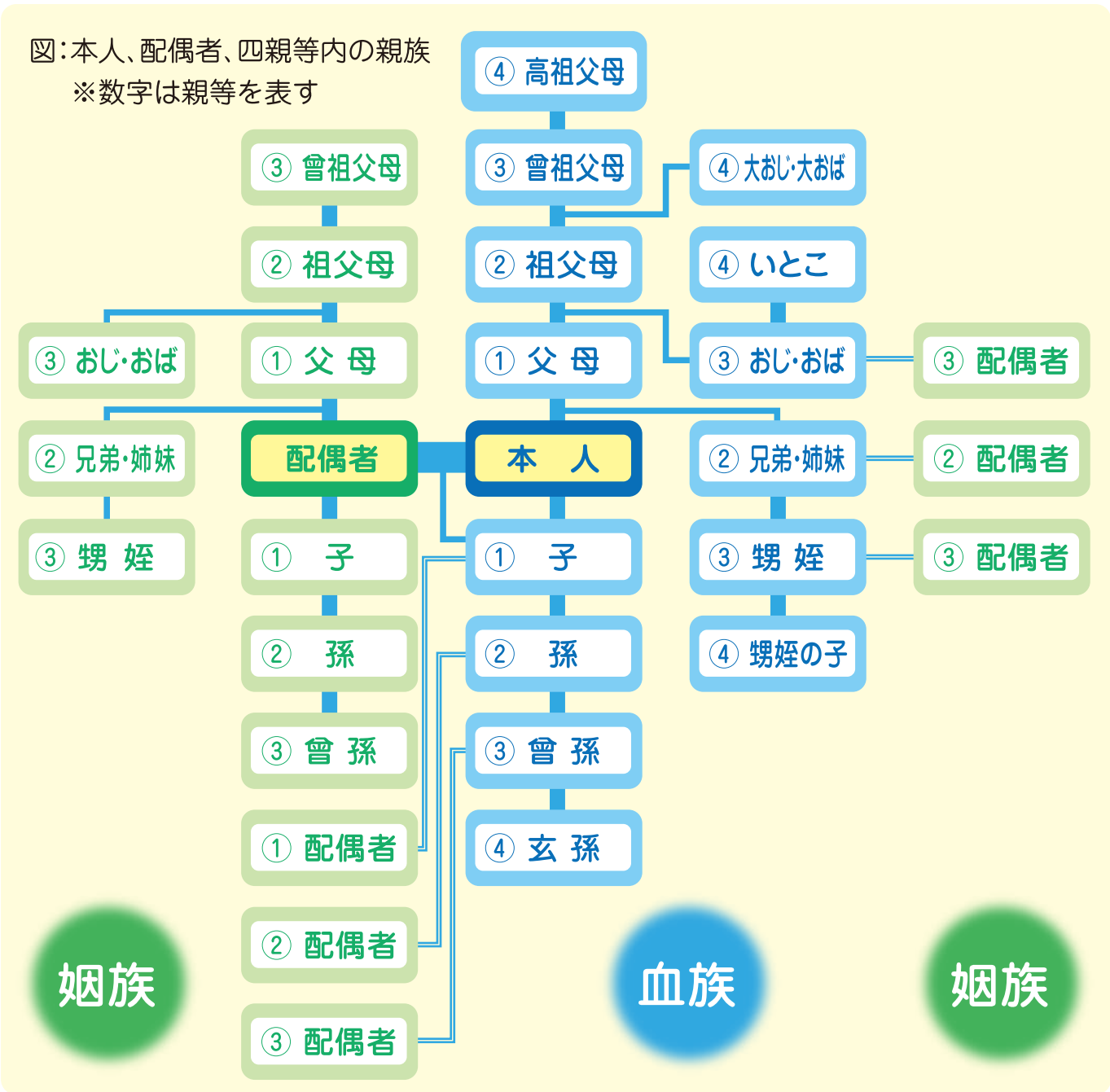


## (1) 本人、配偶者、四親等内の親族(下図)



## (2) 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

(家庭裁判所が本人の利益のために特に必要があると認めるときに限り審判可能)

## (3) 市町村長、検察官など

### 【市長申立て】

法定後見の審判開始の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などが行うことができますが、親族がいない、もしくは親族がいるが関与を拒否しており、かつ、本人の判断能力が「後見相当」である場合など一定の要件を満たせば市長が申立てを行う場合がありますので、各区役所保健福祉部あんしんすこやか係までご相談ください。